

高浜町家族介護支援金支給事業実施要綱

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、要介護高齢者（以下「要介護者」という。）を在宅介護している介護者に対し、家族介護支援金を支給することにより、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するとともに、高齢者に対する扶養意識を高揚し、もって在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護高齢者 町内に住所を有しかつ現に居住し、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定において要介護4以上と判定された満65歳以上の者

(2) 介護者 町内に住所を有しかつ現に居住し、要介護者を介護する者のうち主たる介護従事者であつて、要介護者の配偶者又は3親等以内の親族であるもの

(申請)

第3条 家族介護支援金の支給を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、高浜町家族介護支援金支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給を適当と認める場合は高浜町家族介護支援金支給決定通知書（様式第2号）を、支給を不適当と認める場合は高浜町家族介護支援金支給申請却下通知書（様式第3号）を当該申請者宛てに通知するものとする。

2 支給期間は、原則として、申請書を提出した日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

(支給額)

第5条 この事業により支給する家族介護支援金は、次のとおりとする。

(1) 対象者の属する世帯が市町村民税非課税の場合は、月額8,000円

(2) 対象者の属する世帯が市町村民税課税の場合は、月額4,000円

(支給の時期及び方法)

第6条 家族介護支援金の支給の時期は、次に掲げる区分によるものとし、それぞれ当該各号に掲げる月数分を支給するものとする。ただし、認定の効力が遡及したことその他やむを得ない事由によりその支給すべき時期(第1号又は第2号に定める時期に限る。)に支給できなかったときは、第2号又は第3号に定める時期のうち次に到来する時期に支給することができる。

(1) 8月 4月分から7月分まで

(2) 12月 8月分から11月分まで

(3) 4月 前年12月分から3月分まで

(変更の届出)

第7条 申請者は、要介護者及び申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、高浜町家族介護支援金支給異動届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1) 住所若しくは居住地又は氏名を変更したとき。

(2) 世帯の課税状況が変更されたとき。

(3) 施設等への入所、入居又は入院が連続して3か月を超え、在宅の見込が立たないとき。

(4) 要介護者が死亡したとき。

(5) 申請者が死亡等の理由により介護をやめたとき。

(6) 要介護者でなくなったとき。

(7) 辞退するとき。

(8) その他支給の廃止に該当するとき。

(支給の廃止)

第8条 町長は、要介護者及び申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、高浜町家族介護支援金支給廃止決定通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

(1) 前条第3号から第8号までのいずれかに該当するとき。

(2) 詐欺又は不正な手段による受給、その他町長が公益上不適当と認めるとき。

(返還)

第9条 町長は、錯誤又は不正の手段により、申請者が家族介護支援金の支給を受けたと認められるときは、その者に対し、家族介護支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の高浜町家族介護支援金支給事業実施要綱第4条の規定により、支給決定を受けている者は、改正後の高浜町家族介護支援金支給事業実施要綱第4条の規定により支給決定をされた者とみなす。

(高浜町家族介護支援金支給事業事務取扱い要領の廃止)

3 高浜町家族介護支援金支給事業事務取扱い要領は、廃止する。